# 構造改革特別区域における「指定小規模多機能型居宅 介護事業所における障害者の受入事業」について

#### 1 目的

近隣において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)に基づく指定自立訓練(機能訓練)又は指定自立訓練(生活訓練)(以下「指定自立訓練」という。)を利用することが困難な障害者が、介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護のうち通いサービス(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下、「指定地域密着型サービス基準」という。)第63条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)を利用することを可能にすることにより、当該障害者の身近な場所におけるサービス利用を可能にすることを目的とする。

## 2 対象者

- (1) 指定自立訓練の対象要件を満たしていること。
- (2) 身近な場所で、指定自立訓練を利用することが困難な障害者であること。
- (3) 介護保険給付の対象とならない65歳未満のものであること。

# 3 実施方法

身近な場所で指定自立訓練を利用することが困難な障害者が介護保険法に基づく指定 小規模多機能型居宅介護事業所を利用する場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事 業所において提供される通いサービスを障害者総合支援法に基づく基準該当自立訓練 (機能訓練)又は基準該当自立訓練(生活訓練)(以下「自立訓練」という。)とみな すものとすることにより実施する。

### 4 利用単価

利用するサービス	利用者	支弁基準額
指定小規模多機能型居宅	障害程度区分3 (50	基準該当機能訓練サービス費又
介護のうち通いサービス	歳以上の者にあっては	は基準該当生活訓練サービス費の
を1回利用する場合	区分2) 未満の障害者	単価と同額とする。

### 5 留意事項

(1) 障害者の利用に当たっては、指定小規模多機能型居宅介護の利用対象者に対する

サービスの提供に影響を及ぼさない範囲内の利用とし、次の点に留意すること。

- ① 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。)の数と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。)第94条の2の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。)第54条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第71条の4において準用する指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。)を25人以下とすること。
- ② 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス基準第94条の2の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第71条の4において準用する指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下同じ。)を登録定員の2分の1から15人までの範囲内とすること。
- ③ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準第67条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。)は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- ④ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者数については、当該指定小規模 多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者の数と障害者及び障害 児の利用者の数の合計数で指定地域密着型サービス基準第63条に規定する基準 を満たしていること。
- ⑤ 当該指定小規模居宅介護事業所の従業者が、本特例措置により新たに受け入れる こととなる障害者を適切に処遇するため、指定自立訓練事業所その他の関係施設 から必要な技術的支援を受けていること。
  - ※ 障害者を指定小規模多機能型居宅介護事業所において受け入れる際の障害者 関係施設等の「技術的支援」の具体的な内容としては、以下のものを想定。

- ・ 小規模多機能型居宅介護事業所の職員が、本特例措置により事業所に新た に受け入れることとなる障害者に対して適切に処遇できるよう、障害の種別 や程度に応じて自立訓練事業所等に実習・研修会等の定期的な実施を依頼し、 職員にこれに参加させることを通じて必要な資質を向上させること。
- ・ 障害者に対する個々の処遇につき疑義が生じた場合などに必要な助言や支援を受けること。
- ⑥ 障害者に対して、指定小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを行い、当該通いサービスを自立訓練とみなす場合には、基準該当自立訓練計画の作成等を行うこと。なお、基準該当自立訓練計画の作成に関する業務は、基準該当自立訓練計画を作成するために必要な研修を受けた者が担当するものとすること。この場合において、基準該当自立訓練計画を作成するために必要な研修は、サービス管理責任者研修事業の実施について(平成18年8月30日障発第0830004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の別添「「サービス管理責任者研修事業実施要綱」の別紙1「サービス管理責任者研修」標準カリキュラム」における「2 アセスメントやモニタリングの手法に関する講義(3時間)」及び「3 サービス提供プロセスの管理に関する演習(10時間)」に相当する研修とすること。(自立訓練(機能訓練)を実施する場合は地域生活(身体)分野、自立訓練(生活訓練)を実施する場合は地域生活(知的・精神)分野をそれぞれ受講すること。)
- (2) 利用に当たっては、各市区町村の障害福祉担当部局と介護保険担当部局との間で利用状況及び利用実績の情報交換等を密に行い、十分な連携・調整を図ることにより、円滑に利用できるよう努めること。また、各都道府県及び各市区町村間においても、緊密な連携を図ること。